

土木工事検査実施要領

(目的)

第1条 この検査実施要領は、南魚沼市建設工事検査規程(平成18年南魚沼市訓令第5号)第7条の規定に基づき、土木工事(上水道工事を含む。)における検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 この検査実施要領は、南魚沼市が発注する土木工事(上水道工事を含む)の検査に適用する。ただし、工事内容によりこの要領を適用することが不相当と判断される場合は、この要領によらないことができる。

(検査の技術的基準)

第3条 検査を行うにあたって必要となる技術的な基準は、別に定める土木工事検査技術基準、農業土木工事検査技術基準及び林業土木工事検査技術基準等によるものとする。

附 則

この検査実施要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この検査実施要領は、平成25年10月1日から施行する。

「別紙」

南魚沼市土木工事検査技術基準

(目的)

第1 この技術基準は、土木工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて適否の判断を行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3 工事実施状況の検査は、契約の履行状況、工程管理、安全管理及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録「(写真・ビデオによる記録を含む。以下「各種の記録」という。)」と、契約図書と対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と、設計図書と対比し、別表第2に定めるものに基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査職員は契約図書の定めるところにより必要に応じて破壊して検査を行うことができる。

(品質の検査)

第5 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と、設計図書とを対比し、別表第3に定めるものに基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査職員は契約図書の定めるところにより必要に応じて破壊して検査を行うことができる。

(出来ばえの検査)

第6 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

附 則

この検査技術基準は、平成25年10月1日から施行する。

別表第1（第3関係）

新潟県土木部土木・港湾工事検査技術基準第3の別表第1「工事の実施状況の検査留意事項」に準ずる。

別表第2（第4関係）

新潟県土木部土木・港湾工事検査技術基準第4の別表第2「出来形寸法検査基準」並びに南魚沼市水道工事施工要領の「出来形管理基準」及び、南魚沼市下水道工事管理基準の「出来形管理基準」に準ずる。

別表第3（第5関係）

新潟県土木部土木・港湾工事検査技術基準第5の別表第3「品質検査基準」並びに南魚沼市水道工事施工要領の「品質管理基準」及び、南魚沼市下水道工事管理基準の「品質管理基準」に準ずる。

「別紙」

南魚沼市農業土木工事検査技術基準

(目的)

第1 この技術基準は、農業土木工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2 検査は、当該工事の出来高を対象として、関係書類に基づき、次の次頁について適否の判断を行うものとする。

- (1) 工事の実施状況の検査は、出来形管理、品質管理その他の実施状況に関する各種の記録（写真による記録を含む）と、契約書、仕様書、図面、その他関係書類と対比し、別表第1により行うものとする。
- (2) 工事の出来形及び品質の検査は、原則として、実施で行うものとし、位置、出来形寸法、品質及び出来ばえについて、契約書、仕様書、図面、その他関係書類と対比し、別表第2により行うものとする。
- (3) 工事の出来高数量は、工事出来高及び品質の検査の結果に基づき、出来形図及び出来形数量計算書により確認するものとする。

附 則

この検査技術基準は、平成25年10月1日から施行する。

別表第1（第2関係）

新潟県農地部農業土木工事検査技術基準第3（1）の別表第1に準ずる。

別表第2（第2関係）

新潟県農地部農業土木工事検査技術基準第3（2）の別表第2「出来形検査基準」に準ずる。

「別紙」

南魚沼市林業土木工事検査技術基準

(目的)

第1 この技術基準は、林業土木工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき工事の実施状況、出来形、品質について適否の判断を行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3 工事の実施状況の検査は、出来形管理、品質管理その他の実施状況に関する各種の記録（写真による記録を含む）と契約書、仕様書、図面その他関係書類と対比し、別表第1により行うものとする。

(出来形及び品質の検査)

第4 工事の出来形及び品質の検査は、原則として実地で行うものとし、位置、出来形寸法、品質、出来ばえについて、契約書、仕様書、図面、その他関係書類と対比し、別表第2により行うものとする。

附 則

この検査技術基準は、平成25年10月1日から施行する。

別表第1

新潟県農林水産部新潟県林業土木工事検査要領別表1 林業土木工事検査技術基準
I 工事実施状況に対する検査事項に準ずる。

別表第2

新潟県農林水産部新潟県林業土木工事検査要領別表1 林業土木工事検査技術基準
II 共通、出来形、品質、検査基準に準ずる。